

令和7年度 学生版「ちょこっと就労」事業 留意事項

1 申込み要件

県内の社会福祉施設、事業所等で以下の要件を満たす法人であること。

- (1) 福井県福祉人材センターに事業所登録があること。
- (2) 学生を対象としたアルバイトの求人があること。
- (3) 見学のみを希望する学生の申し出も受入が可能であること。

2 アルバイト募集にあたっての要件

- (1) 福祉の仕事のやりがいについて働きかけを行うこと。
- (2) 業務内容について、学生に丁寧な説明を行うこと。
- (3) 業務量について配慮（学生の力量を超えない）すること。
- (4) 勤務時間等、学生の授業カリキュラムに配慮したシフトの提供を行うこと。
- (5) 福井県の最低賃金を上回る求人であること。また、学生に対して賃金や労働時間等の労働条件を記載した書面を交付するなど関係法令を遵守すること。
- (6) 雇用契約を前提とした求人であること。
- (7) 本事業で取得した個人情報については、個人情報保護に関する法令等を遵守し適正に管理すること。

3 申込み方法等

- (1) 申込期間

令和7年5月12日（月）～令和8年3月31日（火）

※求人募集期間は当該年度内を設定すること。

※申込期間中は随時、福井県社会福祉協議会（以下、本会）ホームページに求人内容を掲載する。

- (2) 申込方法、求人内容について、学生に丁寧な説明を行うこと。

下記 URL より本会ホームページへアクセスの上、「参加法人申込フォーム」に事業所ごと（事業所の所在（嶺北、嶺南）別）に入力する。提出した申込フォームのデータはそのままホームページへ掲載するので誤入力に注意する。

※最終学年を対象としていないため、福祉人材センター（福祉のお仕事）への求人登録は不要

- (3) 申込求人は令和7年5月12日（月）～令和8年3月31日（火）まで本会ホームページに 掲載する。別途掲載期日を設ける場合は申込フォームに入力する。

・参加申込の様式データは、本会ホームページからダウンロードする。

<https://www.f-shakyo.or.jp> 「トップ」 → 「学生版 ちょこっと就労 参加事業所募集」

4 応募学生への対応

面接を実施する前に応募学生に対して求人票等を用いて、賃金や労働時間等の労働条件について提示する。

5 その他

就労を希望する学生（専門学校生、短期大学生、大学生）の年齢には幅があることを了承のこと。

※雇用契約締結時に発行する雇用通知書等（コピー）を本会に提出すること。

※学生が未成年者である場合は、雇用契約締結時に保護者の同意を必ず得ること。